

平成 28 年度 青森市国民保護協議会 会議概要

1 開催日時 平成 28 年 7 月 21 日（木） 15：56～16：20

2 開催場所 青森市教育研修センター5階大研修室（青森市栄町1丁目10番10号）

3 出席者 【委員】
別添出席者名簿のとおり（32人中26人出席（代理出席含む））

【事務局（総務部危機管理課）】
高西正彦（総務部参事・課長事務取扱兼危機管理監）、
金澤敦（副参事）、鈴木達也（主幹）、花田慶仁（主査）、
長内麻恵（主査）、滝口貴史（主事）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【案件1：青森市国民保護計画の変更について】

〔配布資料：資料1「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」について〕
資料1別紙1「青森市国民保護協議会条例」
資料1別紙2「青森市国民保護対策本部及び青森市緊急対処事態対策本部条例」
資料1(参考)「国民の保護に関する「国の基本指針」及び「県・市等の計画」とその役割」
資料2「国民の保護に関する基本指針、青森県国民基本計画、青森市国民保護計画のこれまでの経緯」
資料3「青森市国民保護計画（変更）の概要」
資料4「青森市国民保護計画（変更）」のスケジュール案」
資料5「青森市国民保護計画（変更）骨子案新旧対照表」
資料6-（1）「青森市国民保護計画（変更）＜骨子案＞（表紙・目次）」
資料6-（2）「青森市国民保護計画（変更）＜骨子案＞（第1～2編）」
資料6-（3）「青森市国民保護計画（変更）＜骨子案＞（第3～4編）」〕

◆資料に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	○青森市国民保護計画の変更について 資料1より順次説明する。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる「国民保護法」の概要について説明する。
-----	---

はじめに「1. 国民保護法の目的」についてであるが、国民保護法は、武力攻撃等からの国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にすることの重要性にかんがみ、国や地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難及び救援、武力攻撃災害への対処等の措置などの事項について規定したものであり、このことにより、国全体として万全の態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等における国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるものである。

次に、「2. 地方公共団体の役割」についてであるが、地方公共団体は、武力攻撃事態等において、自ら国民保護に関する措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護に関する措置を総合的に推進する責務を有している。

「3. 都道府県及び市町村国民保護計画」についてであるが、国全体として万全の態勢を整備し、国民保護に関する措置を的確に実施していくにあたり、国では、その基本的な方針となる「国民の保護に関する基本指針」を作成し、都道府県知事及び市町村長には、これらの指針や計画に基づき、都道府県または市町村の国民保護計画の作成が義務付けられている。

「4. 市町村国民保護協議会」についてであるが、市町村は、国民保護措置等に関して、広く住民の意見を求め、国民保護措置等に関する施策を総合的に推進するため、「市町村国民保護協議会」を設置し、市町村長が国民保護計画の作成または変更する際には、あらかじめ、この協議会に諮問することとなっている。

また、市町村国民保護協議会の組織などに関する必要な事項は、条例で定めることとなっている。

「5. 市町村国民保護（緊急対処事態）対策本部」についてであるが、市町村は、国民保護対策本部を設置すべき閣議決定があった旨の通知を受けた場合には、武力攻撃事態に対処する「国民保護対策本部」、もしくは緊急対処事態に対処する「緊急対処事態対策本部」を設置することとされており、対策本部の組織などに関する必要な事項は、条例で定めることとなっている。

次に、資料 2*について説明する。

※資料については委員に対し事前に送付していたが、資料 2 については、当日資料の差し替えを行った。

国民の保護に関する基本指針、青森県国民保護計画、青森

市国民保護計画の作成と変更の経緯について説明する。

国においては、国民保護法施行に基づき、平成 17 年に「国民の保護に関する基本指針」を作成したところであり、翌年、青森県においては、この基本指針に基づき、「青森県国民保護計画」を作成し、本市においても、国の指針及び県の計画に基づき、平成 19 年に「青森市国民保護計画」を作成したところである。

その後、国においては、国を取り巻く安全保障環境の変化等に対応するため、武力攻撃原子力災害の際の避難等や情報システムの運用開始に伴う記述などについて追加するため、平成 20 年からこの基本指針を 7 度変更しており、青森県においても、2 度の計画変更を行っている。

本市においても、これらの変更を踏まえ、この度、青森市国民保護計画を変更するものである。

続いて、資料の 3「青森市国民保護計画変更骨子案の概要」について説明する。

まず、本計画の経緯と変更の考え方については、先ほど御説明したため、省略する。

次に本計画の構成についてであるが、第 1 編の「総論」として 5 項目、第 2 編の「平時からの備えや予防」として 4 項目、第 3 編の「武力攻撃事態等への対処」として 11 項目、第 4 編の「復旧等」として 3 項目となっており、現計画から変更する項目はない。

次に資料右側の本計画の主な変更の内容としては、「国民の保護に関する基本指針」や「青森県国民保護計画」との整合に伴う追記として、

一つとして、国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への青森市対策本部の参加

二つとして、安否情報システムによる安否情報の収集・提供の利用

三つとして、全国瞬時警報システム（J-ARERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の新たな警報伝達手段

四つとして、大規模集客施設や旅客輸送施設における施設滞在者等への避難等の措置

五つとして、武力攻撃等原子力災害への対処
としている。

また、青森市地域防災計画等との整合に伴う修正として、

一つとして、市民への広報手段の追加

二つとして、本市の機構改革等に伴う整理

としており、このほか、統計数値の時点修正などとして、人口、気候等の平均値などの時点修正、名称や文言の整理を行うこととしている。

次に資料 4 について説明する。

計画変更の作業スケジュールについてであるが、先ほど、資料 3 で大まかなスケジュールを示したところであるが、本日の第 1 回協議会を始めとし、今後委員からの意見を踏まえた「計画変更素案」を作成し、8 月には、その変更計画素案を県に対して事前相談という形で投げ掛け、必要な修正等を行うこととしている。

更に、10 月に開催予定の 2 回目の当協議会へ変更計画案として諮り、意見等をいただいた上で、変更内容を取りまとめ、県との最終協議を行うこととしている。

その後、来年 1 月には、本市の庁議に計画変更案を諮り、変更計画決定後に市議会へ報告することとなる。

委員へは、本日の会議に続き、第 2 回の協議会への出席について、よろしく願います。

次に、資料 5 についてであるが、青森市国民保護計画変更骨子案の新旧対照表となっている。

はじめに、国民の保護に関する基本指針や青森県国民保護計画との整合性を図るための変更について説明する。

3 ページ 20 番の「安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」についてであるが、総務省が運用する安否情報システムを利用し、円滑な情報の収集と提供を行うための手段を追加するものである。

このことは、8 ページ 47 番にも追加している。

次に、5 ページ 34 番の「国・県の対策本部との連携」についてであるが、本市と国・県との対策本部との連携として、新たに「武力攻撃事態等合同対策協議会との連携」を追加するものである。

これは、国の基本指針において、現地対策本部長が国や地方公共団体等の関係機関との間における情報共有や意思統一を図るために開催する「合同対策協議会」について新たに記述されたことから、この内容に修正するものである。

次に 6 ページ 36 番「警報の内容の伝達等」についてであるが、全国の自治体において、全国瞬時警報システム（J-ALERT [ジェイ・アラート]）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net [エムネット]）の運用を開始したことに伴い、警報等の情報伝達の手段として、これらを追加するものである。

	<p>このことは、7 ページ 41 番から 43 番までの「警報の内容の伝達方法」にも追記している。</p> <p>7 ページ 45 番「避難住民の誘導」についてであるが、大規模集客施設及び旅客輸送関連施設において避難等の措置が円滑にできるよう、施設の特性に応じ、大規模集客施設等の施設管理者と連携し必要な対策をとることを追加するものである。</p> <p>次に、9 ページ 50 番についてであるが、武力攻撃原子力災害への対処として、県と連携しながら青森市原子力災害対策計画に基づき必要な措置を講ずることを追加するものである。</p> <p>続いて、ページが前後するが、5 ページ 33 番について説明する。</p> <p>これまでの市ホームページなどの広報手段に加え、メールのほか、ツイッターやフェイスブックなどの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した広報手段を追記するものである。</p> <p>同内容については、6 ページ 39 番にも追記している。</p> <p>このほか、市の現行体制に合わせた部課名や役職名の修正、文言や用語の整理、名称等の整理、統計データの時点修正を行っている。</p> <p>以上の変更を加えたものが、資料 6 の「青森市国民保護計画（変更）＜骨子案＞」である。</p> <p>説明については以上である。</p>
--	--

◆ 質疑等

鹿内会長	ただいまの説明に関し、質問・意見等があれば、発言をお願いする。
吉川委員 （日本赤十字社青森県支部）	最後に説明のあった（資料 5 の 5 ページ）33 番の新たな広報手段についてであるが、ツイッター・フェイスブックといった SNS はフォローしている人が多いものと思う。 メールについては、例えばエリアメールのように登録しなくても自動的にメールが配信されるものなのか、それとも、SNS のように何か登録が必要なものなのか。
事務局	エリアメールなど、登録していなくとも、国から直接配信される広報手段も活用されるが、このほか、市で運用している登録制のメールマガジンを活用することも想定している。

(4) 閉会

各委員に対し、意見があった場合の提出等を依頼し、閉会。